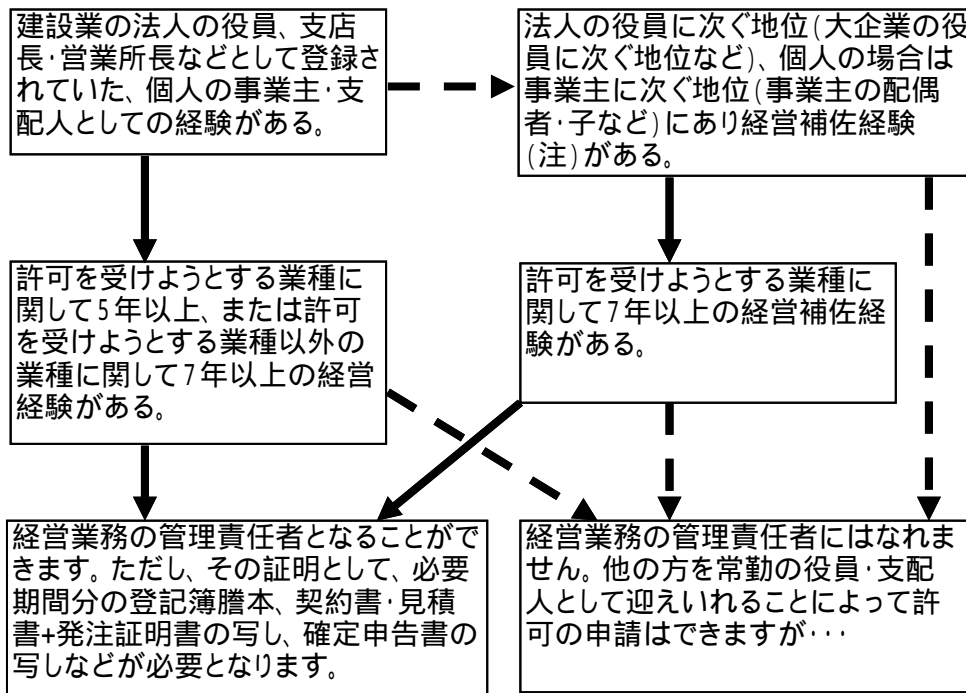


——▶ YES
- - ▶ NO



注：経営補佐経験とは、法人の場合は概ね大企業（資本金1億円以上かつ従業員300人以上の会社）の取締役に次ぐ職制上の地位にあって、経営を補佐した経験をいいます。具体的には建設部門の営業部長、工事部長などで、経理や人事部門は該当しません。

個人の場合は事業主の死亡などによって、廃業とされるのを救済する場合に適用されます。配偶者・子の一人が認められます。ただし、事業専従者として確定申告書に名前が記載されている必要があります。

上記のようなケースは個人はともかく、法人の経営補佐経験というのはなかなかないのではないかと思います。経営補佐経験よりも、令3条の使用人として従前の会社で5年以上登録されているということで経營業務の管理責任者になれるケースのほうが多いと思われます。